

公益財団法人宮城県スポーツ協会
国民体育大会及び東北総合体育大会参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮城県スポーツ協会会長(以下「会長」という。)は、国民体育大会(本大会・特別競技・冬季大会)及び東北総合体育大会(以下「大会」という)への選手団の参加に要する経費について、加盟競技団体、特別競技の高等学校野球競技へ出場決定の高校に対し(以下「補助事業者」という。), 予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付等に係る手続き等に関する基本事項は、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 大会参加費補助金の対象となる経費及び基本額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した大会参加費補助金交付申請書(様式第1号)を会長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- ① 申請者の名称及び代表者の氏名並びに住所
- ② 交付を受けようとする補助金申請額及び交通費・宿泊費の種別内訳並びに見積書等
- ③ その他会長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、当該補助金の交付を受けようとする計画内訳書等を添付しなければならない。

(交付額及び交付の決定)

第4条 大会参加費補助金の額は、第2条の別表に規定する対象経費の基本額に当該補助事業者の選手団の参加申込み人数を乗じた額とする。

2 会長は、第2条の規定による申請書を受けて、前項に定める交付額を決定し、当該補助事業者に交付決定通知するものとする。

(交付の方法)

第5条 大会参加費補助金の交付は、概算払いとし、大会ごとに当該競技(全種別分)を一括して当該補助事業者の代表者名義の預金口座に振込むものとする。

(実績報告書)

第6条 当該補助事業者は、大会が終了したときは、大会参加費補助金実績報告書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、大会終了の日から14日以内に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第7条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類審査をするとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、大会参加費補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定額が、第5条の規定に基づき概算払いにより交付した金額を下回る場合は、その差額の返納通知を併せて行うものとする。

(補助金の返納)

第8条 当該補助事業者は、前条第2項の規定に基づき返納通知を受けたときは、会長が別に定める日までに指定する方法により、速やかに返納しなければならない。

(状況報告)

第9条 会長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(事業内容の変更)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、当該変更しようとする理由及び内容を記載した事業変更承認申請書(様式第3号)に会長が必要と認める書類を提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(決定の取消し)

第11条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

- ① 補助金を他の用途に使用した場合
- ② 補助金の交付の決定の内容又は、これに付した条件に違反した場合
- ③ 事業の遂行の状況調査及び関係書類の検査を拒んだ場合
- ④ その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を会長の指定する銀行口座に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を会長の指定する銀行口座に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第14条 当該補助事業者は、当該事業に関する帳簿及び書類を備え付け、参加した大会の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第15条 会長は、補助金に係る予算の執行の適性を期するため必要があるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、県スポーツ協会事務局の職員等を補助事業者の事務局等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させるほか、関係者から事情を聴くことができる。

2 会長は、前項の規定による検査等により、事業が補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(実施細目)

第16条 この要綱に定めるほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。